

## 4 3 糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ 訪問介護事業介護保険外サービス運営規程

平成26年1月1日制定  
糸社協規程第 51 号

(事業の目的)

第1条 家庭において介護を要する高齢者等に対して、その有する能力に応じ自立した健全で安らかに日常生活を営むことができるよう、介護、生活援助等その他生活全般にわたる援助（訪問介護）を行う。

この事業は、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図るとともに、在宅介護を推進し、快適な在宅生活が継続できるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護事業所を、他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。

2 事業の実施にあたっては、各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を密に図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 事業所の名称 糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ

(2) 事業所の所在地 新潟県糸魚川市押上2丁目9番65号

(従業者の資格)

第4条 当事業に従事する者を、訪問介護員養成研修3級以上修了者及び介護福祉士とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間 午前7時から午後9時までとする。

(訪問介護の内容)

第6条 提供する訪問介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 身体介護に関すること

(2) 生活援助に関すること

(利用料その他の費用の額)

第7条 訪問介護を提供した場合、利用料は次のとおりとする。

(1) 基本料金

身体介護 30分まで1,000円、以降30分毎に1,000円を加算

生活援助 60分まで1,500円、以降60分毎に1,500円を加算

(2) 加算料金

- ・早朝帯加算（午前7時～午前8時）基本料金に25%を加算する。
- ・夜間帯加算（午後6時～午後9時）基本料金に25%を加算する。
- ・土・日曜、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）基本料金に25%を加算する。

2 訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートル当たり25円とする。

3 前第1項～第2項までに掲げる費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時の対応方法)

第8条 訪問介護員は、訪問介護実施中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合は、緊急搬送等の処置を講ずることとする。

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常事業を実施する地域は次のとおりとする。

糸魚川市

(その他運営にあたっての重要事項)

第10条 訪問介護事業者は社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に訪問介護を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、従業員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業員の知り得た秘密の保持を行うこととする。

3 訪問介護事業者は、訪問介護員の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、その整備・備品について、衛生的な管理を行う。

4 訪問介護事業者は、提供した訪問介護について利用者から苦情があったときは、マニュアルにそって迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。

附 則（平成25年12月27日）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。